

# 香美町立香住第一中学校いじめ防止基本方針

平成29年9月改定

香美町立香住第一中学校

## いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〈いじめ防止対策推進法 第2条〉

## 1 学校の方針

校訓「自立・協同・責任」のもと、明るく、活力ある、魅力ある学校を理想とする学校像として教育実践に取り組んでいる。また、教育目標を「ふるさとを愛し 心豊かで 自らやりぬく生徒の育成」とし、自らが主体的に判断し行動できる、「こころ豊かな人づくり」に取り組み、保護者・地域と連携協力しつつ、自らの夢や志の実現に向け努力し、可能性を切り拓くことのできる生徒を育成することを目標としている。

全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 基本的考え方

本校は、ここ数年来目指す生徒像として「時を守り、場を清め、礼を正す」を実践目標とし取り組んできた。「時間を守る・無言清掃・あいさつ運動」などに生徒会を中心に教師と生徒、保護者が一体となって取り組み成果を上げてきた。日々の活動や諸行事、部活動も意欲的で全校生が一体感をもって取り組んでおり、落ち着いた学校生活を送ることができる現状にある。

いじめについては、平素より教師集団が、「生徒の居る場に教師あり」「日々の情報交換会の実施」を通して個々の生徒たちの学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、生徒の微妙な変化に対応している。そして、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組む必要がある。

## 3 いじめ防止等の指導体制等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

#### 別紙1 日常の指導体制

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

#### 別紙2 チェックリスト

## (2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行う。そのために、取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

### 別紙3 年間指導計画

## (3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

### 別紙4 組織的対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

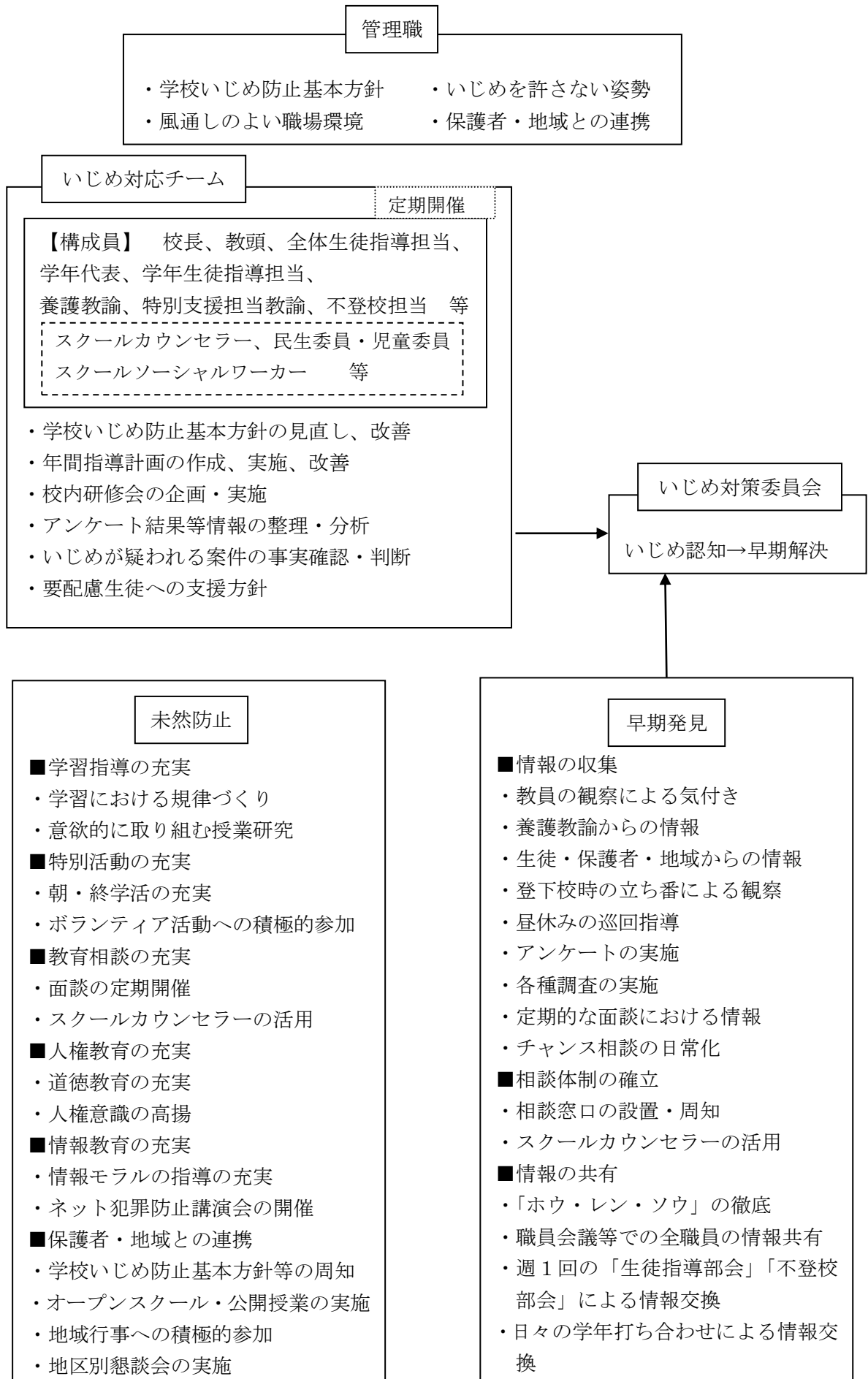
校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

## 5 その他の事項

本校は、「子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくり」を進めるため、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、地区別懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。さらに、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。



**いじめが起こりやすい・起こっている集団**

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

**いじめられている子**

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが 増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

◎ 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

**いじめている子**

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする

年間指導計画

別紙3

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	入学前の小学校との情報交換	
		全体指導	教育相談週間
5月	保護者向け啓発	生徒理解研修会	授業参観
		小中連絡会(情報交換)	生活実態アンケート
6月	毎月末	地区別懇談会	いじめアンケート①
		飲酒・喫煙防止指導	部活参観・保護者会
7月	事案発生時	ネット犯罪防止講演	三者面談
		校外生徒会 全体指導	夏祭り巡回指導
8月	毎月末	生徒指導研修会 (いじめ対応マニュアル)	
		全体指導	教育相談週間
9月	いじめ対応チーム会議		
10月	職員会議		オープンスクール いじめアンケート②
		薬物乱用防止教室 体験入学(小中連携)	オープンスクール いじめアンケート③
12月	職員会議	校外生徒会 全体指導	三者面談
			教育相談週間
1月			
2月		入学説明会(小中連携)	
		体験入学(小中連携)	いじめアンケート④
3月	いじめ対応チーム 本年度のまとめ	校外生徒会 全体指導	
		小中連絡会(情報交換)	

**職員会議等**

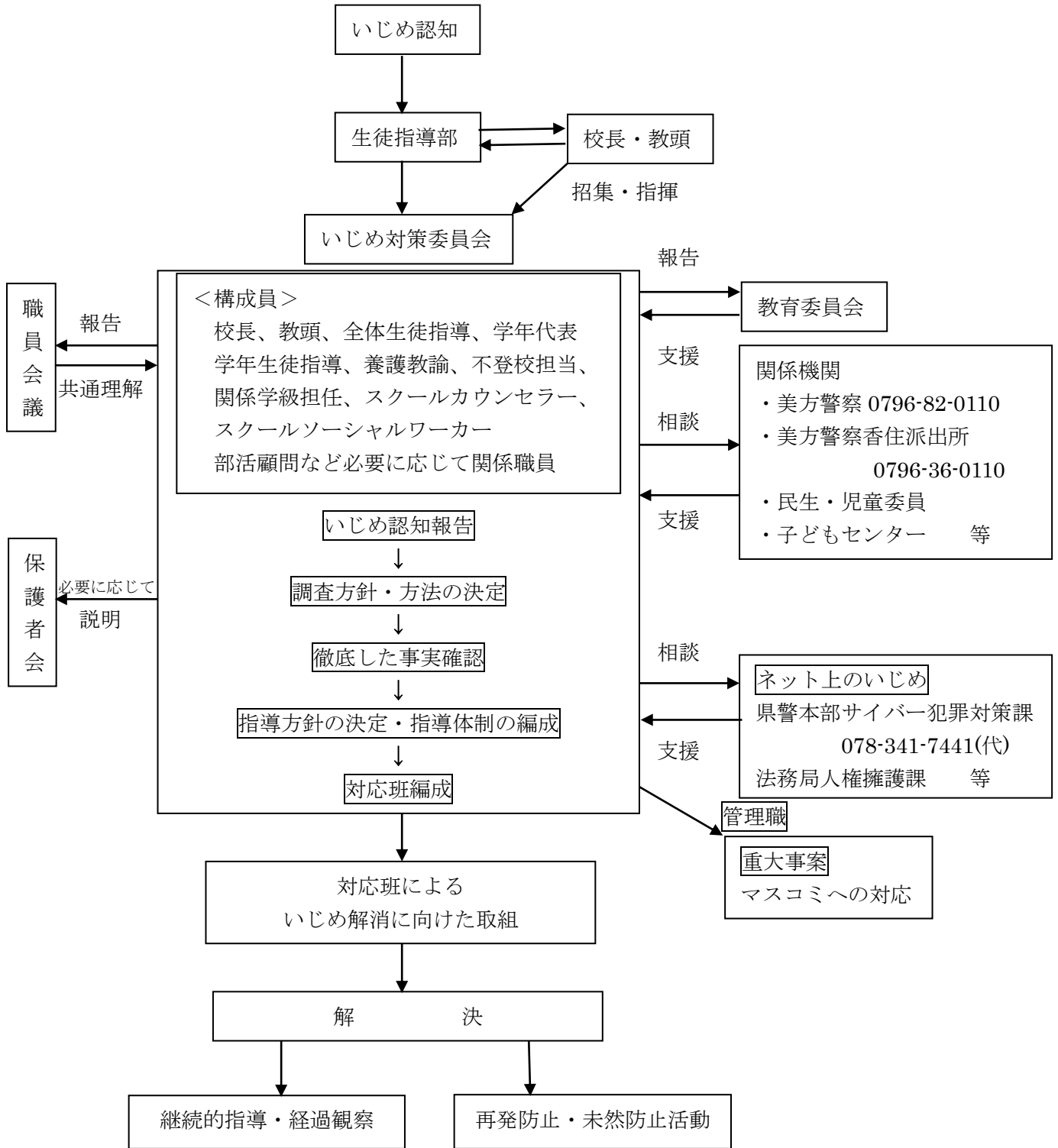
- いじめ対応チームは、スクールカウンセラーを交え1週間に一度生徒の情報交換、要配慮生徒の観察などについて会議をする。

**未然防止に向けた取り組み**

- 入学前に小学校との情報交換をする。
- いじめを許さない学校づくりを進める。
- 年間を通じて、登校時のあいさつ運動を実施する。
- 月に1回「校内安全の日」を設定し、校区内での登校指導を実施する。
- 「生徒の居る場に教師あり」業間、昼休みの巡回指導を実施するとともにチャンス相談をすすんで行う。
- 毎日終学活において「生活記録」を記入させ生徒理解に努める。
- 学年毎、日々の情報交換会の実施。
- 部活指導において顧問不在にならないよう連携して指導、観察にあたる。
- 地域行事にすすんで参加するようにさせ、社会性の育成を図る。

**早期発見に向けた取り組み**

- いじめアンケートは年4回実施。
- 定期的な教育面談だけでなく、日々のチャンス相談により生徒の日常の微妙な変化に対応する。



- 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。
  - ・ いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
  - ・ 必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。